マイナンバー対応状況　簡易チェックリスト

※あくまでも簡易チェックであり、ガイドラインが求めている全ての項目は網羅されておりません



マイナンバーを取り扱う事務の範囲は明確になっていますか？

	対象	チェック項目		注意すべきポイント
税分野	従業員（パート・アルバイト含む）	□はい	扶養控除等申告書や源泉徴収票を作成している部署でマイナンバー事務を取り扱う	事務を委託する場合は、契約内容の見直し等が必要な場合があります（４頁下部参照）
		□はい	委託先へマイナンバー事務を委託する	
		□いいえ	（　　）	
	外部個人取引先	□はい	支払調書を作成している部署でマイナンバー事務を取り扱う	有識者や税理士等への報酬の支払、地主への地代の支払などが範囲に含まれる可能性あり
		□いいえ	（　　）	
社会保障分野	雇用保険分野	□はい	雇用保険被保険者資格取得届・喪失届等を作成している部署でマイナンバー事務を取り扱う	
		□はい	委託先へマイナンバー事務を委託する	
		□いいえ	（　　）	
	健康保険・厚生年金保険分野	□はい	健康保険被保険者資格取得届・喪失届等を作成している部署でマイナンバー事務を取り扱う	制度は税・雇用保険分野より１年後の平成29年から開始される
		□はい	委託先へマイナンバー事務を委託する	
		□いいえ	（　　）	



マイナンバーを取り扱う事務で情報システムを利用しますか？

	対象	チェック項目		注意すべきポイント
税分野	従業員（パート・アルバイト含む）	□はい	現在、事務は情報システムを利用しており、マイナンバー対応版を継続して利用する予定	一般的なパッケージ情報システムは、マイナンバー対応が実施される予定ですが、どこまでが情報システムで対応されるのか（手作業で実施しないといけない部分はどの範囲か）を明確にすることが必要です
		□いいえ		
	外部個人取引先	□はい	現在、事務は情報システムを利用しており、マイナンバー対応版を継続して利用する予定	
		□いいえ		
社会保障分野	雇用保険分野	□はい	現在、事務は情報システムを利用しており、マイナンバー対応版を継続して利用する予定	
		□いいえ		
	健康保険・厚生年金保険分野	□はい	現在、事務は情報システムを利用しており、マイナンバー対応版を継続して利用する予定	
		□いいえ		